

京都市告示第 6 3 2 号

京都市水路等管理条例第 3 条の規定に基づき，農業用水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 3 0 年 3 月 1 3 日

京都市長 門川 大作

(指定する農業用水路等)

| 整理番号 | 路 線 名 | 起 点 終 点 |
|------|----------------|--|
| 1 | 上賀茂水 0 1 0 5 号 | 京都市北区上賀茂壺町口町20番地先 京都市北区上賀茂壺町口町21番地先 |

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)